

令和4年第2回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年5月17日午前9時00分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
-------	---------	-------	---------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	住 民 課 副 課 長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	芝 健 治
福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建 設 課 副 課 長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課副課長	陸 平 将 史	教育委員会事務局長	三 浦 誠
教育委員会事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会事務局学校給食センター長	前 芝 由 希

## ○本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選挙第 1 号 上富田町議会議長の選挙について

### 追加議事日程

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 2 号 上富田町議会副議長の選挙について

日程第 5 選任第 1 号 上富田町議会常任委員会委員の選任について

日程第 6 選任第 2 号 上富田町議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 選任第 3 号 上富田町議会広報特別委員会委員の選任について

日程第 8 選挙第 3 号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について

日程第 9 選挙第 4 号 富田川治水組合議会議員の選挙について

日程第 10 選挙第 5 号 上大中清掃施設組合議会議員の選挙について

日程第 11 選挙第 6 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について

日程第 12 選挙第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 13 選挙第 8 号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について

日程第 14 選出第 1 号 上富田町体育協会理事の選出について

日程第 15 報告第 2 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例

日程第 16 報告第 3 号 上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

日程第 17 報告第 4 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 18 報告第 5 号 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 1 号）

日程第 19 報告第 6 号 令和 3 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書

日程第 20 報告第 7 号 令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算

(第3号)

- 日程第21 報告第 8号 上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について
- 日程第22 報告第 9号 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 報告第10号 令和3年度上富田町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第24 報告第11号 令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第1号)
- 日程第25 報告第12号 令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第41号 令和4年度上富田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第42号 監査委員の選任について
- 日程第28 議案第43号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第29 議案第44号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第30 議案第45号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前9時00分

○議会事務局長（樫山裕子）

おはようございます。事務局長の樫山です。議会開会まで進行させていただきます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

本日の出席議員中、年長の議員は大石哲雄議員です。大石議員は議長席にお願いします。

○臨時議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました大石でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。議長が決定するまでの限られた時間でございますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと思っておりますので、どうかご協力賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、このたび選挙におきまして、お互いに当選の栄を担って議席を得たわけでございます。ここで、改めて自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（大石哲雄）

異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

それでは、井溪港斗議員より順次自己紹介をお願いいたします。

○1番（井溪港斗）

おはようございます。井溪港斗と申します。自己紹介といいますが難しいんですけど、平成8年生まれの26歳になります。この中で一番若くして議員に当選させていただきました。まだまだ分からんことばかりですけど、自分よがりにならずに、みんなに寄り添う気持ちを持って頑張っていけたらなと思います。これからもどうぞよろしくお願い致します。失礼します。

○臨時議長（大石哲雄）

栗田八郎君、お願いします。

○2番（栗田八郎）

栗田八郎です。上富田町のためにしっかり頑張ってまいります。全力投球で頑張りますので、よろしくお願い致します。

○臨時議長（大石哲雄）

平田美穂議員、お願いします。

○3番（平田美穂）

平田美穂と申します。福祉のほうだけではないと思いますので、頑張っていこうと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（大石哲雄）

山本哲也議員。

○5番（山本哲也）

山本哲也です。このたびの選挙では何かとご心配とご迷惑をおかけしまして、申し訳ございませんでした。おかげさまで体調は万全ですので、精いっぱい頑張りたいと思います。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（大石哲雄）

正垣耕平議員。

○6番（正垣耕平）

正垣です。おはようございます。平成30年に議員となりまして4年がたちました。平成から令和になり、コロナもありました。いろいろありましたけれども、また新たに気持ち切り替えて頑張っていこうと思います。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

○臨時議長（大石哲雄）

家根谷美智子議員。

○7番（家根谷美智子）

おはようございます。家根谷美智子です。初心を忘れず、2期目に向けても町民の皆様のため、上富田町の発展に頑張りたいと思いますので、よろしく願いします。

○臨時議長（大石哲雄）

中井照恵議員。

○8番（中井照恵）

おはようございます。中井照恵です。2期目も感謝の思いを忘れず、住民の皆様に寄り添いながらしっかりと頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（大石哲雄）

吉本和広議員。

○9番（吉本和広）

おはようございます。日本共産党の吉本和広です。学習と住民の声をしっかり聞いて町政に届けていきたいというふうに思っています。いろいろ行政の方には教えていただきたいことがたくさんあると思いますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○臨時議長（大石哲雄）

谷端清議員。

○10番（谷端 清）

谷端清です。元職からまたこの議会に帰ってきました。どうぞ皆さんよろしくお願ひします。

○臨時議長（大石哲雄）

松井孝恵議員。

○11番（松井孝恵）

おはようございます。松井孝恵です。引き続き頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（大石哲雄）

檜木正行議員。

○12番（檜木正行）

檜木正行です。3期目、長老の2番目になりました。よろしくお願ひします。

○臨時議長（大石哲雄）

これで自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回上富田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、去る4月24日執行の上富田町議会議員一般選挙におきまして当選の栄を担われ、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

ご当選の感激も新たに、今後とも高い見識と豊富なご経験を生かされ、町政運営に幅広くご示唆、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

私も、町民の皆さんのご支援を得まして、2期目の町政を預かっております。町行政に課された様々な案件に、議員各位のご指導とご協力を得て誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、ご支援をお願いいたします。

初めに、いまだに鎮静化の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

町では、医療従事者のご協力を得ながら、感染症予防と重症化の防止、蔓延を防ぐ集

団免疫の獲得のため、1月下旬から対象住民への3回目のワクチン接種を進め、4月末までに約8割の町民の方が3回目ワクチンを接種しています。国からは、4回目接種の準備をするように要請があるところです。

同時に、コロナ禍で疲弊した地域経済や町民の家計を元に戻し、地方創生の流れを本格化する必要もごさいます。国からは、昨年度のうちに1億円余り、今年度に入り追加で8,000万円余りの補助金が内示されており、この有効な使い方について、議会のご審議をいただきながら予算化を進めます。

さて、上富田町の行財政運営の状況について説明いたしますと、人口は約1万5,600人、上富田町が誕生した昭和33年から増加を続け、和歌山県内でも数少ない人口増加の町となっています。しかしながら、ここ10年ほどは、転入などの社会増は増加しているものの、自然増減については減少しております。このため、上富田町でも雇用を確保し、所得を安定させ、地域経済の活性化を図ることにより人口減少幅を小さくするよう、地方創生を進めます。第5次上富田町総合計画と第2期上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行してまいります。

上富田町の大きな課題は、財政の健全化であります。人口増加に伴って税収も増えております。しかし、財政が厳しい状況には変わりございません。住民のニーズは、生活レベルの向上とともに質的に高度化し、新たなニーズも生じています。地方の財政状況の先行きが見えない状況の中でも、そのようなニーズに的確に対応していかなければなりません。引き続き行政改革を不断に進め、「明るく豊かで元気なひとづくり、まちづくり」に向けて、着実に歩みを進めてまいります。

次に、本臨時会に上程する諸議案の説明につきましては、後ほど行いますので、よろしく願いいたします。

今後とも、議員の皆さんには、上富田町の行政運営にご理解とご協力をお願いしまして、開会の挨拶といたします。

なお、改選後の初議会でありますので、特別職職員を紹介させていただきます。

副町長の山本敏章です。

**○副町長（山本敏章）**

副町長の山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○町長（奥田 誠）**

教育長の宮内一裕です。

**○教育長（宮内一裕）**

教育長の宮内一裕です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○町長（奥田 誠）**

職員につきましては副町長より紹介をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○臨時議長（大石哲雄）

副町長より当局の紹介を兼ねて発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

改めまして、おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動を発令しております。本日出席しております職員全員を紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、会計管理者、十河貴子です。

○会計管理者（十河貴子）

会計管理者の十河でございます。よろしく願いいたします。

○副町長（山本敏章）

総務課長、中島正博です。今回、昇格になります。

○総務課長（中島正博）

中島でございます。よろしく願いいたします。

○副町長（山本敏章）

総務課副課長、目良大敏です。

○総務課副課長（目良大敏）

総務課副課長の目良です。よろしく願いいたします。

○副町長（山本敏章）

振興課長、平尾好孝です。

○振興課長（平尾好孝）

振興課長の平尾です。よろしく願いします。

○副町長（山本敏章）

振興課副課長、吉田忠弘です。

○振興課副課長（吉田忠弘）

振興課副課長、吉田です。よろしく願いします。

○副町長（山本敏章）

建設課長、栗田信孝です。

○建設課長（栗田信孝）

栗田です。皆さん、よろしく願いいたします。

○副町長（山本敏章）

建設課副課長、谷本和久です。

○建設課副課長（谷本和久）

谷本です。よろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

建設課副課長、山根康生です。

○建設課副課長（山根康生）

山根です。よろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

上下水道課長、谷本誠です。

○上下水道課長（谷本 誠）

谷本です。よろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

上下水道課副課長、陸平将史です。

○上下水道課副課長（陸平将史）

陸平です。よろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

向かって右側の職員を紹介いたします。

教育委員会事務局長、三浦誠です。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

教育委員事務局長、三浦誠です。どうぞよろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会事務局副局長、平岩晃です。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

副局長の平岩と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会事務局学校給食センター所長、前芝由希です。

○教育委員会事務局学校給食センター所長（前芝由希）

学校給食センター所長、前芝です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課長、瀬田和哉です。

○住民課長（瀬田和哉）

瀬田です。どうぞよろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

住民課副課長、陸平志保です。

○住民課副課長（陸平志保）

陸平と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課副課長、芦口正史です。

○住民課副課長（芦口正史）

芦口です。よろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

税務課長、笠松昭宏です。

○税務課長（笠松昭宏）

笠松です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課長、木村陽子です。

○福祉課長（木村陽子）

木村です。よろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課副課長、芝健治です。

○福祉課副課長（芝 健治）

芝でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課副課長、坂本真理子です。

○福祉課副課長（坂本真理子）

坂本です。どうぞよろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

長寿課長、宮本真里です。

○長寿課長（宮本真里）

宮本です。よろしくお願ひします。

○副町長（山本敏章）

以上、21名でございます。今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（大石哲雄）

当局の紹介を終わります。

---

## △日程第1 仮議席の指定について

### ○臨時議長（大石哲雄）

日程第1 仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま着席の議席とさせていただきます。

これより議長選挙に入るわけですが、ご相談申し上げたいことがございますので、暫時休憩をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○臨時議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前 9時16分

---

再開 午前 9時17分

---

### ○臨時議長（大石哲雄）

再開します。

ただいまの休憩中に申合せを確認しましたとおり、議長、副議長、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員、富田川衛生施設組合議会議員、富田川治水組合議会議員、上大中清掃施設組合議会議員、公立紀南病院組合議会議員、田辺周辺広域市町村圏組合議会議員、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、紀南環境広域施設組合議会議員、体育協会理事、監査委員など、全ての任期を向こう2年間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○臨時議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

---

## △日程第2 選挙第2号

### ○臨時議長（大石哲雄）

日程第2 選挙第2号、上富田町議会議長の選挙についてを議題といたします。  
この際、暫時休憩をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（大石哲雄）

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前 9時19分

---

再開 午前 9時19分

---

○臨時議長（大石哲雄）

再開します。

事務局より、上富田町議会議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（櫻山裕子）

朗読いたします。

選挙第1号、上富田町議会議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

令和4年5月17日、上富田町議会臨時議長。

以上です。

○臨時議長（大石哲雄）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票があります。いかがいたしますか。

(「単記無記名」の声あり)

○臨時議長（大石哲雄）

単記無記名投票でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（大石哲雄）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○臨時議長（大石哲雄）

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でございます。

投票用紙の枠の中にご記入を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（大石哲雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長（大石哲雄）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(議会議務局長点呼、投票)

○臨時議長（大石哲雄）

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（大石哲雄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、栗田八郎君、8番、中井照恵君を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（大石哲雄）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票11票、無効投票1票。

有効投票中、大石君7票、松井君3票、吉本君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、私、大石哲雄が上富田町議会議長に当選いたしました。

これをもって、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知といたします。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（大石哲雄）

これをもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

○議会事務局長（樫山裕子）

臨時議長が議長に当選されましたので、そのまま議長席でご挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、大勢の議員皆様のご支持をいただきまして、議長に就任させていただくことになりました。誠にありがとうございます。心身ともに一層引き締めてまいります。まずは議長といたしまして、議員一人一人の意見、考えを集約し、議会としての意思を示せるようにしたいと思います。また、議会と町当局との連携を高め、町民の皆さんのために町政がスムーズになされるよう努力いたします。同時に、議会の町政チェック機能を高めること、その役割を果たしていきたいと思っております。

また、議員は発言して何ぼと思っております。なるべく皆さんには発言の場、機会を設けてまいりたいと思っておりますが、その際、皆さんには、発言は簡潔明瞭に、しかもその趣旨が相手に伝わるように努力をしていただきたいと思います。

町当局におかれましても、その説明、答弁等も、これまた簡潔明瞭に、しかもその趣旨が相手に伝わるよう努力をしていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

これをもちまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

この際、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前 9時33分

---

再開 午前 9時34分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第1 議席の指定について

○議長（大石哲雄）

日程第1 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることになっております。

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時35分

---

再開 午前 9時36分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

それでは、事務局より議席を発表します。

事務局長。

○議会議務局長（樫山裕子）

発表します。

1番、井浜港斗議員、2番、栗田八郎議員、3番、平田美穂議員、4番、大石哲雄議員、5番、山本哲也議員、6番、正垣耕平議員、7番、家根谷美智子議員、8番、中井照恵議員、9番、吉本和広議員、10番、谷端清議員、11番、松井孝恵議員、12番、樫木正行議員。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま報告したとおり議席の指定をいたします。

指定した議席にご着席ください。

暫時休憩をします。

---

休憩 午前 9時37分

---

再開 午前 9時38分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

### △日程第2 会議録署名議員の指名について

#### ○議長（大石哲雄）

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、井溪港斗君、2番、栗田八郎君を指名いたします。

---

### △日程第3 会期の決定について

#### ○議長（大石哲雄）

日程第3 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決しました。

---

### △日程第4 選挙第3号

#### ○議長（大石哲雄）

日程第4 選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙についてを議題といたします。

事務局より上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

#### ○議会事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

#### ○議長（大石哲雄）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○議長（大石哲雄）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

副議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大石哲雄）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（大石哲雄）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（大石哲雄）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（大石哲雄）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、平田美穂君、12番、樫木正

行君を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（大石哲雄）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 12 票、無効投票ゼロ。

有効投票中、正垣耕平君 8 票、山本哲也君 3 票、吉本和広君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、正垣耕平君が上富田町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（大石哲雄）

ただいま上富田町議会副議長に当選されました正垣耕平君が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。

副議長に正垣耕平君がなられました。新副議長さんに就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（正垣耕平）

お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま上富田町議会の副議長にご選任を賜り、大変光栄に存じますとともに、心から厚くお礼を申し上げます。

今まさに、その責任の重さをひしひしと痛感している次第でございますが、ここに副議長に就任しましたからには、大石議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

さて、先週の金曜日、上富田町 P T A 連合会の総会に出席しました。退任される P T A 連合会長様の挨拶の中からですが、学校現場において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてできなかったこと、できたこと、また新たに見えたこと、この三つがあったというお話を聞きました。単に過ぎていくのではなく、今それらをしっかりと総括してこそ次の一歩が見えてくるのではないかと、そんな時期に来ているという趣旨のお話を聞かせていただきました。

今、ご家庭や教育の現場だけにとどまらず、まちづくりや行政サービスの中でも、それらを改めて総括し、何ができて、何ができないのか、また、そんな中からこの町が新

しく何をすべきなのか、それらを全力で考え、前を向いてもう一度歩みを始める。20年後、30年後に振り返った際に、上富田町の転換点はあの頃だったと、そう言われる、そんな重要な数年になるのではないか。また、我々はそうしていかないとはいけません。今、改めて、議会の一員としてのその責任を強く感じているところでございます。

議員の各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げて、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

執行部の方に申し上げます。

これからの議事につきましては、議会の構成についてでございますので、退席をしていただき、構成が終わりましたら再度出席をお願いいたします。

暫時休憩をします。

---

休憩 午前 9時51分

---

再開 午前10時01分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第5 選任第1号

○議長（大石哲雄）

日程第5 選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会については、委員会条例により二つの常任委員会となっております。よろしくをお願いいたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、総務文教常任委員会6名、厚生建設常任委員会6名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

この際、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前10時02分

---

再開 午前10時05分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

各常任委員会委員の皆さん方を事務局より発表いたします。

事務局長。

○議会事務局長（樫山裕子）

発表します。

総務文教常任委員会委員に2番、栗田八郎議員、4番、大石哲雄議員、5番、山本哲也議員、7番、家根谷美智子議員、9番、吉本和広議員、10番、谷端清議員、

厚生建設常任委員会委員に1番、井溪港斗議員、3番、平田美穂議員、6番、正垣耕平議員、8番、中井照恵議員、11番、松井孝恵議員、12番、樫木正行議員。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま事務局より発表したとおり、常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩をいたしますので、それぞれの委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

委員会は第1委員会室で順次行います。初めに総務文教常任委員会、それが終わってから厚生建設常任委員会の順でお願いをいたします。

では、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前10時06分

---

再開 午前10時27分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

総務文教常任委員会委員長に家根谷美智子君、副委員長に吉本和広君。

厚生建設常任委員会委員長に中井照恵君、副委員長に平田美穂君。

以上のとおり選出されました。よろしくお願いをいたします。

---

△日程第6 選任第2号

○議長（大石哲雄）

日程第6 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

---

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時33分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

議会運営委員会委員の皆さん方を事務局より発表いたします。

事務局長。

○議会事務局長（樫山裕子）

発表します。

議会運営委員会委員に5番、山本哲也議員、7番、家根谷美智子議員、8番、中井照恵議員、9番、吉本和広議員、11番、松井孝恵議員、12番、檜木正行議員。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

ただいま事務局より発表したとおり、議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩をします。

委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

---

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時42分

---

**○議長（大石哲雄）**

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

議会運営委員会委員長に11番、松井孝恵君、副委員長に5番、山本哲也君が選出されました。よろしくお願いをいたします。

---

**△日程第7 選任第3号**

**○議長（大石哲雄）**

日程第7 選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

**○議会事務局長（檜山裕子）**

朗読いたします。

選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

議会広報につきましては、平成19年6月14日付で上富田町議会広報特別委員会規程を定め、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を置くとしておりますので、今回設置し、議会広報の実施と調査研究を付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、6名の委員で構成する上富田町議会広報特別委員会を設置し、議会広報の実施と調査研究を付託することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第3項の規定のとおり、議長の指名としてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議会広報特別委員会委員の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（樫山裕子）

発表します。

議会広報特別委員会委員に1番、井浜港斗議員、2番、栗田八郎議員、3番、平田美穂議員、6番、正垣耕平議員、7番、家根谷美智子議員、8番、中井照恵議員。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま事務局より発表したとおり、議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により議長から指名をいたします。

暫時休憩をします。

委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

---

休憩 午前10時45分

---

再開 午前10時54分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

議会広報特別委員会委員長に 7 番、家根谷美智子君、副委員長に 1 番、井溪港斗君が選出されました。よろしく願いをいたします。

---

△日程第 8 選挙第 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 8 選挙第 3 号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（櫻山裕子）

朗読いたします。

選挙第 3 号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙について。

富田川衛生施設組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4 名。

令和 4 年 5 月 1 7 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川衛生施設組合議会議員に 2 番、栗田八郎君、7 番、家根谷美智子君、10 番、谷端清君、12 番、榎木正行君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

---

**△日程第 9 選挙第 4 号**

**○議長（大石哲雄）**

日程第 9 選挙第 4 号、富田川治水組合議会議員の選挙についてを議題といたします。  
事務局より朗読させます。

**○議会事務局長（榎山裕子）**

朗読いたします。

選挙第 4 号、富田川治水組合議会議員の選挙について。

富田川治水組合規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4 名。

令和 4 年 5 月 17 日、上富田町議会議長。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川治水組合議員に1番、井浜港斗君、4番、大石哲雄、6番、正垣耕平君、8番、  
中井照恵君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

△日程第10 選挙第5号

○議長（大石哲雄）

日程第10 選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙についてを議題といた  
します。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（櫻山裕子）

朗読いたします。

選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙について。

上大中清掃施設組合規約第5条第2項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと  
思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

上大中清掃施設組合議員に3番、平田美穂君、5番、山本哲也君、9番、吉本和広君、11番、松井孝恵君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が上大中清掃施設組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

△日程第11 選挙第6号

○議長(大石哲雄)

日程第11 選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長(榎山裕子)

朗読いたします。

選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の選挙について。

公立紀南病院組合同規約第6条第1項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申合せにより、現議長と、議長が指名した議員をもって充てることになっておりますので、よろしく願いをいたします。

指名いたします。

公立紀南病院組合議会議員に6番、正垣耕平君、私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が公立紀南病院組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

## △日程第12 選挙第7号

○議長（大石哲雄）

日程第12 選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会議務局長（櫻山裕子）

朗読いたします。

選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申合せにより現議長をもって充てることになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました私、大石哲雄を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、大石哲雄が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

---

### △日程第13 選挙第8号

#### ○議長（大石哲雄）

日程第13 選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

#### ○議会事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について。

紀南環境広域施設組合同規約第5条の規定により、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

#### ○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、紀南環境広域施設組合議会議員に私、大石哲雄と厚生建設常任委員会委員長の中井照恵君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、大石哲雄と中井照恵君が紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

次に、田辺周辺広域市町村圏組合議会議員について、田辺周辺広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、議長、大石哲雄、副議長、正垣耕平君が組合議員となりますので、報告をいたします。

---

**△日程第14 選出第1号**

**○議長（大石哲雄）**

日程第14 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題といたします。事務局より朗読させます。

事務局長。

**○議会事務局長（櫻山裕子）**

朗読いたします。

選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。

選出すべき数、2名。

令和4年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

選出についてはいかがでしょうか。

9番、吉本君。

**○9番（吉本和広）**

立候補を受け付けていただけたらと思うんですが。

**○議長（大石哲雄）**

立候補の声がございます。

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時07分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

選任でございますので、立候補された方1名と、それから議長指名の1名と、こういうことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、上富田町体育協会理事に9番、吉本和広君、2番、栗田八郎君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しましたとおり決しました。

町当局の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前11時08分

---

再開 午後 1時27分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、こんにちは。

本臨時会に上程し、ご審議をお願いします諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます前に、ただいま各関係法令、条例等の規定に基づき議会構成が組み込まれましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議長さんには大石哲雄氏が、副議長さんには正垣耕平氏が選出され、また、それぞれの委員会並びに一部事務組合におきましても各議員さんのご決定をいただき、誠に心強い限りでございます。ここに改めてお喜びを申し上げますとともに、今後の議会運営並びに諸活動に対しまして何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に上程いたします諸議案は、報告事項として条例の一部改正を4件、令和3年度上富田町一般会計及び特別会計の補正予算を5件、それぞれ専決処分していますので報告し、承認を求めるものです。また、一般会計、特別会計の繰越しに関する報告が2件ございます。さらに、議案として令和4年度上富田町一般会計の補正予算が1件ございます。また、人事案件の議案が4件ございます。

それでは、諸議案につきましてご説明をいたします。

報告第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例から、報告第5号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第11号）までの4件及び報告第7号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

報告第2号は、上富田町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、土地に係る固定資産税の負担の調整措置、住宅借入金など特別税額控除の延長などを定めたものであります。

報告第3号は、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例であります。租税特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している本条例の一部を改正するものであります。

報告第4号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、国民健康保険税の医療保険分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額の改正であります。

報告第5号は、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第11号）です。各事業費の精査を見込み、財政調整基金への積み増しを行うなどの最終予算であり、3月31日付にて専決処分をしています。

次に、報告第6号は、令和3年度の一般会計の繰越明許費の内訳についての報告であ

ります。

次に、報告第7号は、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）であります。各事業費の精査及び令和3年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、3月31日付にて専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第8号は、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についての報告であります。今回、上水道事業について、上岩田地区で水道管の布設替えを行っている工事が年度内に完成しなかったため、令和4年度へ2億1,013万円を繰越ししています。

次に、報告第9号から第12号までは、上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業及び上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業の廃止に伴うものであります。条例改正は、出納整理期間を終了させ、その後もなお残っている債権、債務について、一般会計で引き継ぐことを明文で定めるためのもの、予算関係は、両特別会計の歳計現金をゼロにするためのものです。いずれも、地方自治法第179条第1項の規定により、条例に関しては令和4年5月13日付で、予算に関しては令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

報告第9号は、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業及び上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業の出納整理期間を5月13日で終了させるとともに、両特別会計の債権及び債務は一般会計で引き継ぐ旨、附則で明記するものです。

報告第10号は、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第12号）であります。これは、特別会計住宅新築資金貸付事業の赤字を補填するための一般会計からの繰出金を措置しています。財源は、特別会計宅地取得資金貸付事業からの繰入金と財政調整基金からの繰入金を充当いたします。

報告第11号は、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）であります。特別会計宅地取得資金貸付事業を廃止するに伴い、剰余金約270万円の一般会計への繰出金を措置しています。財源は、回収した貸付金と累積黒字分の繰越金を充当いたします。

報告第12号は、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）であります。この会計は、これまでは前年度繰上充用という形で赤字を補填しておりましたが、特別会計を廃止することから、一般会計からの繰入金約900万円をもって赤字を解消するものです。その分については、貸付金元利収入を減額補正しており、総額については増減なしとなります。

次に、議案第41号は、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第1号）であります。補正予算の概要は、教育費で、朝来小学校水泳プール建て替えに伴うもので、国の補助事業の採択について内示がありましたので、事業費を計上するものです。

次に、議案第42号から第45号は人事案件であります。議案第42号は、監査委員の選任についてであります。議案第43号から第45号は、朝来財産区管理委員会委員の選任についてであります。重要人事案件でございますので、選任同意方よろしくお願い申し上げます。

以上が、本臨時会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### △日程第15 報告第2号～日程第26 議案第41号

##### ○議長（大石哲雄）

この際、日程第15 報告第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件から日程第26 議案第41号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件まで12件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、笠松君。

##### ○税務課長（笠松昭宏）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第2号、報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め。

記。

専決第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例等の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、上富田町税条例等につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し、承認を求めるものであります。今回の改正は、合計で20条文の改正となっております。時間の都合上、主な改正事項を抜粋させていただき、その他の条文につきましては割愛させていただきますので、ご了承よろしくをお願いいたします。また、改め文につきましては、法制執務の規定上、大変見づらくなっておりますので、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。

それでは、主な改正事項について、新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

納税証明書の交付手数料について、地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付することができるとし、第18条の4を改正しております。

内容といたしましては、民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の改正により、新たにDV被害者等の保護のための制度が設けられました。具体的には、DV被害者等から登記所に申出があった場合、当該者に係る登記事項証明書において、当該者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載しなければならないこととなります。登記簿上の住所は、登記済通知書により登記所から市町村へ通知され、固定資産課税台帳に記載されることとなることから、固定資産課税台帳に記載された事項について、本人に加え、本人以外の一定の者が閲覧し、または証明書を取得することが可能とされています。そのため、登記所にDV被害者等である旨の申出を行ったものの、登記簿上の住所が閲覧や証明書の交付を通じて第三者に漏れる可能性があることから、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付においても、申出を行った者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載することに伴う改正であります。

関連して、14ページ下段の第73条の2第1項において、固定資産課税台帳の閲覧手数料について、法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧や、15ページの第73条の3第1項において、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明者の交付手数料についても、法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を加える改正も行われておりま

す。

施行日は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、令和6年4月1日施行とされております。

続きまして、13ページをご覧ください。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、公的年金等受給者が退職手当に係る所得を有する特定配偶者等を有する場合には、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に配偶者等の氏名を記載する所要の措置を講じることとして、第36条の3の3を改正しております。

内容といたしましては、個人住民税における合計所得金額において、公的年金と控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除と同様に退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとすることや、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し申告することとする等の措置する旨の改正であります。

施行日は、令和5年1月1日となります。

続きまして、15ページをご覧ください。

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、4年間延長し、控除額の見直しをするため、附則第7条の3の2を改正しております。

内容といたしましては、令和4年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用があるものについて、所得税額から控除し切れなかった額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、残額に相当する額を所得税の課税総所得金額等の100分の5を乗じて得た額の控除限度額の範囲内で控除する旨の改正であります。

施行日は、令和5年1月1日となります。

続きまして、18ページから19ページをご覧ください。

宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%を2.5%とするため、附則第12条を改正しております。この商業地等とは、宅地等のうち住宅用地以外の宅地等、例えば店舗、事務所等などの敷地のことです。

内容といたしましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度限りの措置として、商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額に100分の2.5を乗じて得た額を加算した額とする旨の改正であります。

施行日は、令和4年4月1日となります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

附則第1条において、この条例は令和4年4月1日から施行し、施行日の異なる改正条文につきましては、それぞれ各号に記載しています。また、6ページ、7ページに、附則第2条に納税証明書に関する経過措置、第3条に町民税に関する経過措置、第4条には固定資産税に関する経過措置について記載しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

記。

専決第3号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、租税特別措置法の一部改正に伴い、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し、承認を求めらるものであります。

それでは、改正事項についてご説明申し上げます。

本条例第2条で引用しております第12条第3項の表の第2号が、第24条第4項の

表の第2号に、第45条第2項の表の第2号が、第45条第3項の表の第2号に項ずれが生じることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

参考資料といたしまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、次に、報告第4号についてご説明申し上げます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記。

専決第4号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、それに伴い地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、上富田町国民健康保険税条例につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し、承認を求めるものであります。

それでは、改正事項についてご説明申し上げます。

第2条第2項ただし書中、63万円から65万円に改正しております。これは、医療保険分の賦課限度額のことでありまして、高所得者層への負担が増加する一方、中間所得者層に配慮した改正となっております。また、同条第3項ただし書中、後期高齢者支援金分の賦課限度額である19万円から20万円に改正しております。同じく第23条中でも、医療保険分の賦課限度額63万円を65万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額19万円を20万円に、附則第3項中「同条中」を「同項中」に改正しています。

附則第1項において、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしてございます。

また、附則第2項において、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

参考資料といたしまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。私からは、報告第5号及び報告第6号についてご説明いたします。

報告第5号のほう、よろしくお願いいたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め。

記。

専決第5号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第11号）。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第5号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度上富田町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ75万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,469万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に503万8,000円を追加し、15億8,203万5,000円と定めています。

19款繰入金では、補正前の額から579万6,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から75万8,000円を減額し、78億4,469万1,000円と定めています。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額に5,047万2,000円を追加し、14億6,693万6,000円と定めています。

3款民生費では、補正前の額から1,385万円を減額。

6款商工費では、補正前の額から3,738万円を減額。

歳出合計では、補正前の額から75万8,000円を減額し、78億4,469万1,000円と定めています。

3ページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。

年度内に事業が完了しなかったため、令和4年度への繰越しを行うものです。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、番号制度関連システム改修事業で269万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1億3,411万円。3項児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金事業220万円。

5款農林水産業費、1項農業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業748万円。

7款土木費、2款道路橋梁費、道路メンテナンス事業1,630万円。

9款教育費、2項小学校費、電子黒板等購入事業817万円。3項中学校費、学習用通信機器購入事業34万円。5項社会教育費、生馬公民館耐震改修事業4,980万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、単独災害復旧事業1,180万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業2,289万4,000円とそれぞれ定め、合計では、2億5,578万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

各内訳につきましては歳出からご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業について、実績見込みに合わせて補正したもの及びさわやか上富田まちづくり寄

附金、いわゆるふるさと納税の返礼に係る費用の補正となります。

### 3、歳出。

2款総務費、1項総務管理費では5,047万2,000円を措置しています。内訳としまして、5目財務管理費の5,392万2,000円の追加につきましては、各事業の補正による余剰分を財政調整基金に積み立てるもの、10目企画費の850万円の追加については、ふるさと納税返礼用の記念品代及び寄附金取扱い手数料の増額となります。11目学生サポートふるさと支援給付事業では1,195万円を減額しています。

3款民生費、2項児童福祉費では1,385万円を減額。子育て世帯臨時特別給付金事業費拡充分の減額です。

6款商工費、1項商工費では3,738万円を減額。内訳としまして、3目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費では343万円を減額。

次のページをお願いいたします。

4目上富田町新型コロナウイルス感染症予防対策認証制度奨励金事業費では700万円を減額。

5目上富田町飲食・宿泊・サービス業等事業者支援金事業費では2,695万円を減額しています。

14ページからの給与費明細書につきましては、10ページの6款商工費における時間外勤務手当100万円の減額を反映したものとなりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

それでは、歳入に戻ります。8ページをお願いいたします。

### 2、歳入。

15款国庫支出金、2項国庫補助金では503万8,000円を措置しています。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、国の交付決定に合わせた増額となっております。

19款繰入金、2項基金繰入金では579万6,000円を減額。内訳としまして、1目さわやか上富田町づくり基金繰入金では850万円を追加。4目財政調整基金繰入金では、事業費減に伴う財源の補正として1,429万6,000円を減額としております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、報告第6号をお願いいたします。

報告第6号、令和3年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、番号制度関連システム改修事業、繰越し額269万5,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、繰越し額 1 億 3, 4 1 1 万円。3 項児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金事業 2 2 0 万円。

5 款農林水産業費、1 項農業費 7 4 8 万円。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、道路メンテナンス事業では 1, 6 3 0 万円。

9 款教育費、2 項小学校費、電子黒板等購入事業 8 1 7 万円。3 項中学校費、学習用通信機器購入事業 3 4 万円。5 項社会教育費、生馬公民館耐震改修事業 4, 9 8 0 万円。

1 0 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、単独災害復旧事業で 1, 1 8 0 万円。現年発生公共土木施設災害復旧事業で 2, 2 8 9 万 4, 0 0 0 円。

合計で 2 億 5, 5 7 8 万 9, 0 0 0 円の繰越し額と定めております。

財源内訳としまして、既収入特定財源では 3 0 0 万円、未収入特定財源、国庫支出金では 1 億 5, 8 7 8 万 8, 0 0 0 円、地方債では 1, 6 4 0 万円、一般財源では 7, 7 6 0 万 1, 0 0 0 円となっております。

令和 4 年 5 月 1 7 日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、先ほどの専決第 5 号の第 2 条によりご説明申し上げた繰越明許費について、地方自治法施行令第 1 4 6 条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

#### ○住民課副課長（陸平志保）

よろしく願いいたします。

私からは、報告第 7 号について説明させていただきます。

報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

記。

専決第 6 号、令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）。

令和 4 年 5 月 1 7 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第 6 号、令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）。

令和 3 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,833万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

5款繰入金では、補正前の額に82万3,000円追加し、2億5,193万2,000円と定めています。

歳入合計では、補正前の額に82万3,000円追加し、19億5,833万9,000円と定めています。

歳出です。

2款保険給付費では、補正前の額に10万8,000円追加し、12億8,376万4,000円と定めています。

5款保健事業費では、補正前の額に26万7,000円追加。

8款諸支出金では、補正前の額に44万8,000円追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に82万3,000円追加し、19億5,833万9,000円と定めています。

3ページをお願いいたします。3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では、補正前の額に82万3,000円を追加してございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正前の額に9万円を追加してございます。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、今回新たに1万8,000円を追加してございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金として、1名分を措置してございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正前の額に19万6,000円を追加してございます。人間ドック委託料分を措置してございます。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費7万1,000円を追加。

10ページ、11ページをお願いいたします。

8款諸支出金、2項返還金、1目返還金、補正前の額に44万8,000円を追加。過年度分災害等臨時特例補助金返還金を措置してございます。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

上下水道課長、谷本君。

**○上下水道課長（谷本 誠）**

よろしくお願いいたします。私からは、報告第8号についてご説明を申し上げます。

報告第8号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について。

令和3年度上富田町水道事業会計予算において、次のとおり建設改良費に要する経費を翌年度に繰越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

令和3年度上富田町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、事業名としまして配水設備改良事業費で、予算計上額2億9,592万円、支払い義務の発生額が7,994万5,000円、翌年度への繰越し額につきましては2億1,013万円と定めてございます。これにつきましては、上岩田地区で水道管の布設替えを行っている工事につきまして、関係機関や地元関係者との協議及び各工区間の施工時期の調整に不測の日数を要したため、工程調整を行い、岩田地区配水管布設替え工事の繰越しを行うものでございます。

また、不用額584万5,000円につきましては、先ほどの予算計上額2億9,592万円のうち、今回繰越しを行う上岩田地区の水道管布設替え工事以外の年度内に完成した山王橋配水管架設工事や、葛原地区送配水管布設替え設計業務等について、予算額から最終支払い額を差し引いた額としてございます。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（大石哲雄）**

総務課副課長、目良君。

**○総務課副課長（目良大敏）**

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第9号から報告第12号及び議案第41号についてご説明いたします。

それでは、報告第9号をお願いいたします。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記。

専決第10号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第10号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年5月13日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の改正。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を、次のように改正する。

2項、令和4年5月13日までに発生した改正前の条例第1条第3号に基づく上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業及び同第5号の上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業に属する債権及び債務は、全て上富田町一般会計に引き継ぐものとする。

附則、この条例は、令和4年5月13日から施行する。

3ページ、参考資料をお願いいたします。

さきの3月議会において、この二つの特別会計については、令和4年3月31日までの特別会計の閉鎖と併せて、経過措置として、4月1日から5月31日までの出納整理期間についてご承認をいただいているところでございます。

特別会計を閉鎖し、一般会計に引き継ぐに当たっては、各特別会計の赤字の部分、黒字の部分について精算し、歳計現金をゼロの状態とする必要がございます。今回の改正では、金額を確定し清算するため、出納整理期間を5月13日までとすること及び債権、債務を一般会計に引き継ぐ旨を明記し、定めたものとなります。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第10号をお願いいたします。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記。

専決第7号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第12号）。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度上富田町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ900万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,369万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

19款繰入金では、補正前の額に900万2,000円を追加し、3億2,622万5,000円と定めています。

歳入合計では、補正前の額に900万2,000円を追加し、78億5,369万3,000円と定めています。

歳出です。

3款民生費では、補正前の額に900万2,000円を追加し、28億9,786万5,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に900万2,000円を追加し、78億5,369万3,000円と定めています。

次のページにいきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

3、歳出。

3款民生費、1項社会福祉費では900万2,000円を措置しています。こちらは、特別会計住宅新築資金貸付事業への繰出金となります。

それでは、歳入に戻ります。6ページをお願いいたします。

2、歳入。

19款繰入金、1項特別会計繰入金では273万1,000円を措置しています。こちらは、特別会計宅地取得資金貸付事業からの繰入金となります。

続いて、2項基金繰入金では627万1,000円を措置。財政調整基金からの繰入金となります。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第11号をお願いいたします。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め  
記。

専決第8号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。  
令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第8号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。  
令和3年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ273万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款諸収入では、補正前の額に76万2,000円を追加し、90万3,000円と定めています。

2款繰越金では、補正前の額に196万9,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に273万1,000円を追加し、287万3,000円と定めています。

歳出です。

3款宅地取得資金貸付事業費では、補正前の額に273万1,000円を追加し、273万1,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に273万1,000円を追加し、287万3,000円と定めています。

次のページにいきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款諸収入、1項貸付金元利収入では76万2,000円を措置しています。内訳として、宅地取得資金貸付金元利収入となります。

続きまして、2款繰越金、1項繰越金では196万9,000円を措置しております。こちらは前年度繰越金となります。

8ページをお願いいたします。

3、歳出です。

3款宅地取得資金貸付事業費、1項宅地取得資金貸付事業費では273万1,000円を措置しております。こちらは一般会計への繰出金となります。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

それでは、続きまして報告第12号をお願いいたします。

報告第12号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め。

記。

専決第9号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）。

令和3年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,141万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款諸収入では、補正前の額から900万2,000円を減額し、240万8,000円と定めています。

2款繰入金では、補正前の額に900万2,000円を追加。

歳入合計では、補正額につきましては増減なしで、1,141万円と定めています。

歳出です。

2款前年度繰上充用金では、補正額につきましては増減なしで、1,098万5,000円と定めています。

歳出合計では、補正額については増減なし、1,141万円と定めています。

次のページにいきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款諸収入、1項貸付金元利収入では900万2,000円を減額しています。こちらは貸付金の元金過年度収入となります。

2款繰入金、1項他会計繰入金では900万2,000円を措置しております。一般会計からの繰入金となります。

8ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金では、補正額、増減なしでございます。こちらにつきましては、財源の更正となります。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第41号についてご説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第41号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,960万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に6,064万7,000円を追加し、8億1,207万円と定めています。

19款繰入金では、補正前の額に7,365万3,000円を追加。

22款町債では、補正前の額に8,830万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に2億2,260万円を追加し、71億7,960万円と定めています。

歳出です。

9款教育費では、補正前の額に2億2,260万円を追加し、7億8,373万8,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に2億2,260万円を追加し、71億7,960万円と定めています。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

追加で学校教育施設整備事業、限度額8,830万円と定めています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから6ページまでは、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、国庫補助の内定通知を受けての朝来小学校水泳プール建て替え工事に係る補正予算となります。

3、歳出。

9款教育費、2項小学校費では2億2,260万円を措置しております。朝来小学校水泳プール建て替え工事の監理委託料及び工事請負費となります。

それでは、歳入に戻ります。7ページをお願いいたします。

2、歳入。

15款国庫支出金、2項国庫補助金では6,064万7,000円を措置しています。学校施設環境改善交付金となります。

19款繰入金、2項基金繰入金では7,365万3,000円を措置。財政調整基金繰入金となります。

22款町債、1項町債では8,830万円を措置。こちらにつきましては学校教育施設整備事業債となります。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

14時45分まで休憩します。

---

休憩 午後 2時35分

---

再開 午後 2時45分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより審議に入ります。

---

△日程第15 報告第2号

○議長（大石哲雄）

日程第15 報告第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、吉本和広議員。

まず、反対討論の発言を許します。

○9番（吉本和広）

専決第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染拡大で、令和3年度は固定資産税の据置き措置が取られました。コロナ禍が続く中、町民の生活は苦しくなり、貧困と格差が拡大しています。そのような状況で、本条例は、令和3年度に行った固定資産税の据置き措置を取り払い、町民にとっては増税となるものです。コロナ禍の中、町民の生活を支えるものになっていないことから、この条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

---

### △日程第16 報告第3号

○議長（大石哲雄）

日程第16 報告第3号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより報告第3号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。  
本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第17 報告第4号

○議長（大石哲雄）

日程第17 報告第4号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

国民健康保険法第11条で、国保運営協議会について、次のように定められています。国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととあります。市町村長が国保運営協議会に諮り、国保運営協議会の意見も加味して考え、保険料の徴収、その他重要事項を定めるというもので、その意見どおりにするというものではありませんが、必ず国保運営協議会に諮り、審議を行うことが法的に義務づけされているということです。つまり、国民健康保険法は、市町村は、最高限度額を含む算定方法の決定等の重要事項について、国民健康保険運営協議会の審議を経て決定しなければならないと法律で定め

ています。国保運営協議会で審議されましたか。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

お答えします。

令和3年度の国保運営協議会は、令和4年2月14日付、書面開催を行ってございます。賦課限度額の改正につきましては、国の施行令改正の政令の公布日や、当町の国保税率案の試算の時期を変更したことなど、複数の要因が重なったことにより、国保運営協議会へ諮ることはできておりません。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

専決第4号、上富田町国民健康保険税の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

国が定める国民健康保険法は、市町村が、最高限度額を含む算定方法の決定等の重要事項について、国民健康保険運営協議会の審議を経て決定しなければならないと定めているにもかかわらず、審議を経ず専決することは法に反しており、反対せざるを得ません。

以上の反対理由で、専決第4号、上富田町国民健康保険税の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時55分

---

再開 午後 2時55分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第18 報告第5号

○議長（大石哲雄）

日程第18 報告第5号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

歳出で質問があります。

11ページの学生サポートふるさと支援給付金事業ですが、減額が115名分行われていますが、その理由です。学生が少なかったとか、申込みが少なかったのか、どのような分析をされているかという点をお聞かせください。

それともう一点は、児童福祉費の子育て世帯臨時特別給付金事業の拡充分です。拡充分が、たしかこれは小中学生のいる高校生についてはこちらのほうで自動的に振り込むけれども、高校生だけのところは申告だったというふうに思うんですが、これ、数が135名減額されておりますが、その辺の人数が多いなと思うので、その辺の理由もちょっとお聞かせ願えたらというふうに思います。

もう一点ですが、13ページの商工費です。上富田町飲食・宿泊・サービス業等事業者支援金事業費が、見込んだ件数の半数ぐらいになっていると思うんですけども、これがこのようになった要因等、どのようにお考えか、ちょっと教えていただけたらと。

その3点、よろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

3点いただきましたので、順次お答えいたします。

まず1番に学生サポートふるさと支援給付金事業でございます。これは上富田町に住所を有している、もしくは住所を転出しても上富田町に住んでいる方が短大や大学へ行って頑張っている、そういった方がアルバイトをしたりとかいろいろ親の支援、それがこのコロナによって財政が厳しいよと、そういうところに対して一律支援していこうと、そういう制度でありました。これも実施した当初、どういうふうに広報していこうというのが一つありまして、上中の卒業生とか、今住所を置いている者とか、そういった者に対して広報しようとも思ったんですが、公平性という意味で、漏れるというのが一番怖かったので、そういったターゲットを絞らずに、ターゲットというんですか、そういった中学卒業生とか絞らずに、紀伊民報もしくはホームページ、広報、そういったもので広報させていただいたと。ちょっと急にこういった交付金、支援の事業をしたという関係上、そこら辺がちょっと100%満足いく周知ができなかったなというふうに思っているところでございます。

質問もありましたように、全体で285件ありました。当初は多めに組んで400名ぐらいいるかなという予測はしていたんですが、約300名弱ということで。でも、知り合いの方とかいろんな方に聞きますと、大変ありがたかったという声がありましたので、それなりに周知できたかなと。学生間同士もつながってしまっていて、保護者同士もつながってたり、そういう中でお互いに連絡し合っって一定の周知ができたというふうに考えております。

金額にしまして2,850万円の支出というふうになっております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金事業についてです。これは、一律に960万円

の所得制限かかっている、そういった方につきまして、振興課のほうでその拡充版として、高校生以下の全児童生徒、子供たちに対して給付をしていこうという拡充版制度としてさせていただきました。実績として34件、600万円の支出ということになっております。これも当初はちょっと多めに、120件ぐらいあるかなというふうに読んでいたわけなんですけど、実質そんなに来なかったというのが現実です。この原因については調べていません。また調べていこうかなと思っていますけど、そういうことになりません。

3点目、飲食・宿泊・サービス業等事業者支援金事業。これは県の事業が前年度対比事業収入が30%減、それではちょっとしんどいよということで、これも拡充版として、町が10%減に対して支援金を出すよという、そういう制度でした。これにつきまして、実績は146件で2,520万ということになっております。これについても、県の事業と町の事業、同時に実施をほとんどしたというのがあります。県への申請、町への申請、それぞれの申請窓口が分かれたというのもありましたけど、ほぼこれはいけたかなというふうに思っています。ただ、周知はできていたんですが、例えばアクリル板の設置とか、ソーシャルディスタンスとか、飲食店によってそういう対策を取ってもらうわけなんですけど、そこまでしなくてもいいよという、そういう商店も結構あった関係で、やっぱりそういう町民の方が安心して飲食できる、そういうふうに協力してくれた方を対象にしていたので、100%周知はできていたけど、申請が来なかったというのが現実です。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

正確な理由はなかなか分かりにくいというのがあると思うんですが、拡充分は非常に件数が少なかったのと、見ていたら思われるんですね。先ほど、まだ調べていないと言われていましたけれども、今後はちょっとそういうのを調べようかという話も出ましたけど、調べていただけるのかということと、あと、上富田町は10%ということで、広くやるという点では非常にいいと思うんですが、申請の方法が、30%の方は県の申請になるという点で申請が楽だと思うんですけども、やっぱり10%から30%未満の方が申請でどのような思いを持たれるかというのを、ちょっと手続が大変だとかいうものもあるのかな、その辺また調査していただいて、やっぱりせつかく10%に町が下げている効果がうまく出るように考えていただいて、やっぱり予想した数ぐらい出るということを考えていただけたら。特に確定申告なんかを使うと非常に楽だということも聞きま

すので、やっぱりそういうのも検討していただいて、申請しやすいということがどうだったのかという点も一回調査していただけたらなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

今説明させていただきました事業、全て県の交付決定通知、もしくは子育て支援の拡充版につきましても、所得をオーバーしているところに対しては不交付通知みたいなものを出していました。それをもって、その書類だけでオーケーというふうにできるだけ簡素化、これを一番窓口として心がけているところでございます。今後もそういったことには心がけてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

事業者支援金については回答なかったんですけど、どうなんですか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

基本的には、確定申告していただいている方には月別の収支を出してもらっていますので、それをコピーしてもらって、それでこっちが判断しているという格好になります。あと、確定申告していない人につきましても、各自でメモ書きで月別の収入とかそういったものを出してもらって、それを見て判断させてもらうと、そういったことでやらせていただいております。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

6番、正垣君。

○6番（正垣耕平）

11ページ、歳出、10目企画費の11役務費、さわやか上富田まちづくり寄附金取扱手数料150万円ですけれども、これは年度、年度で10倍とかに件数は増えているかなとお聞きしているんですけども、件数が増えていたらこの取扱い手数料もどんどん増えていくものなのか。また、分かりましたら取扱い手数料の中身について触れていただきたいなと思います。よろしく願います。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

おっしゃるとおり、この記念品代とか取扱い手数料、これは寄附金に応じて対応する必要がありますので、増えていきます。ちなみに、記念品については約3割以内、これは国のほうで定められておりますので、手数料については2割から3割以内の中で、例えばふるさとチョイスとか楽天とか、そういったところの取扱い手数料、2割から3割以内で支払いさせていただいているという格好になります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

そしたら、そういったふるさと納税のサービスへの契約料とか、そういった件数はどんどん増えていくというふうに思っておいたらいいんですかね。件数が増えると、1件当たり幾らなのか。2割、3割、ふるさとチョイスとかさとナビとか、そういうところに支払いをしていく金額が件数に乗じてどんどん増えていきますよという認識でよかったですか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第19 報告第6号

○議長（大石哲雄）

日程第19 報告第6号、令和3年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、令和3年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第20 報告第7号

○議長（大石哲雄）

日程第20 報告第7号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第21 報告第8号

○議長（大石哲雄）

日程第21 報告第8号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についての専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についての専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時12分

---

再開 午後 3時12分

---

○議長(大石哲雄)

再開します。

---

## △日程第22 報告第9号

○議長(大石哲雄)

日程第22 報告第9号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第9号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第23 報告第10号

○議長（大石哲雄）

日程第23 報告第10号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第10号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### △日程第24 報告第11号

○議長（大石哲雄）

日程第24 報告第11号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第11号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### △日程第25 報告第12号

○議長（大石哲雄）

日程第25 報告第12号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第12号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第26 議案第41号

○議長（大石哲雄）

日程第26 議案第41号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第41号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 2 7 議案第 4 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 7 議案第 4 2 号、監査委員の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 4 2 号を説明いたします。

議案第 4 2 号、監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、山本哲也。

住所、上富田町生馬 1 0 6 8 番地。

生年月日、昭和 6 3 年 4 月 2 2 日。

令和 4 年 5 月 1 7 日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をいたします。

山本哲也氏は、議会議員 1 期の経験も積まれております。家業の農業に従事されていることから、財務、経営に知見があり、適任と考えておりますので、選任同意方よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本件については、5 番、山本哲也君の一身上に関する件と認められますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、山本哲也君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、山本哲也君を除斥することに決しました。

山本哲也君の退席を求めます。

(山本哲也議員 退席)

○議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について同意を求める件は、これを同意することに決しました。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時19分

(山本哲也議員 着席)

---

再開 午後 3時19分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

山本哲也議員の監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意されましたので、ご報告いたします。

---

△日程第 28 議案第 43 号～日程第 30 議案第 45 号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 28 議案第 43 号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件から日程第 30 議案第 45 号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件まで 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 43 号から第 45 号まで説明をいたします。

議案第 43 号、朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、脇田英男。

住所、上富田町朝来 3 2 6 番地の 3 7 7。

生年月日、昭和 29 年 12 月 11 日。

令和 4 年 5 月 17 日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をいたします。

脇田英男氏は、平成 30 年 6 月 15 日に管理会委員に就任され、令和 3 年 3 月から管理会の会長を務められております。現在、1 期目で、令和 4 年 6 月 14 日に任期満了となります。

続きまして、議案第 44 号、朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、菅根伸吾。

住所、上富田町朝来 5 1 1 番地の 1。

生年月日、昭和 32 年 12 月 12 日。

令和 4 年 5 月 17 日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をいたします。

菅根伸吾氏は、平成 30 年 6 月 15 日に管理会委員に就任され、現在、1 期目でございます。令和 4 年 6 月 14 日で任期満了となります。

続きまして、議案第 45 号、朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、栗田芳也。

住所、上富田町朝来3852番地の12。

生年月日、昭和33年10月8日。

令和4年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をいたします。

栗田芳也氏は、平成30年6月15日に管理会委員に就任され、現在、1期目でございます。令和4年6月14日に任期満了となります。

脇田英男氏、菅根伸吾氏、栗田芳也氏は、地域の信望も厚く、最適の人材と認めているところでありますので、引き続き、朝来財産区管理会委員として務めていただきたく、議会の選任同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和4年6月15日から令和8年6月14日までの4年間でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

3件に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第44号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第45号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

お手元に配付しておりますとおり、総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がございます。

これらの申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午後 3時26分

---

再開 午後 3時27分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より28項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より25項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より1項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきましては、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読しましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がございました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続

審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

#### ○町長（奥田 誠）

令和4年第2回上富田町議会臨時会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会では、大石哲雄議長さん、正垣耕平副議長さんをはじめ、各常任委員会、特別委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事項を決定されました。新たに就任されました大石議長さんは、歴史と伝統ある上富田町議会で、4期目の議長とされます。大石議長さんがいつも言われている、開かれた議会、議会改革をより一層進めていただきたいと思います。各常任委員、特別委員に就任されました議員各位におかれましては、これまでに増してのご理解とご支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

本臨時会に上程しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただき、人事案件として、監査委員に山本哲也氏、朝来財産区管理会委員に脇田英男氏、菅根伸吾氏、栗田芳哲也を選任同意いただきましたこと、誠にありがとうございます。

次に、令和4年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、朝来小学校の水泳プール建て替え工事に取り組んでまいります。

次に、令和3年度一般会計、特別会計につきましては、実質収支を見込んだ最終予算ではありますが、5月31日の出納閉鎖で決算することになっています。一般会計の状況では、財政調整基金などから繰入れをすることなく決算に向けて進めておりますが、冒頭の挨拶でも説明いたしましたが、上富田町は現在大変厳しい財政状況に変わりなく、効率的で持続可能な行財政運営を確保するため、今後も財政の健全化に取り組む必要がありますので、監査委員の指摘事項を十分に反映し、なお一層の取組を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私といたしましても、さらに議会との連携、協調を図りながら、本町の実情に合った上富田らしい第5次総合計画に基づき、未来へつながる「明るく豊かで元気なひとつづくり、まちづくり」を目指し全力で取り組み、一つでも町民の皆さんの期待に応えられるよう行政運営を行いますので、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

---

△閉 会

○議長（大石哲雄）

これにて令和4年第2回上富田町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて令和4年第2回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

上富田町議会臨時議長 大石 哲雄

議事録署名議員 井溪 港斗

議事録署名議員 栗田 八郎